

議案第 64 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条
第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加藤 憲一

専 決 処 分 書

地 方 自 治 法（ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 7 9 条
第 1 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 専 決 処 分 す る。

令 和 8 年 度 小 田 原 城 天 守 閣 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算（ 別
紙 ）

令 和 8 年 8 月 1 2 日

小 田 原 市 長 加 藤 憲 一

理 由

天 守 閣 事 業 特 別 会 計 に お い て、 令 和 8 年 熊 本 地 震
に よ り 甚 大 な 被 害 を 受 け た 被 災 者 へ の 支 援 に あ た り、
特 に 緊 急 を 要 す る た め、 専 決 処 分 を す る も の で す。

令和 8 年度小田原城天守閣事業特別会計補正予算

令和 8 年度小田原城天守閣事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 235 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 211, 235 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 越 金		千円 1	千円 1, 235	千円 1, 236
	1 繰 越 金	1	1, 235	1, 236
歳 入 合 計		210, 000	1, 235	211, 235

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 162, 166	千円 1, 235	千円 163, 401
	1 天 守 閣 総 務 費	159, 148	1, 235	160, 383
歳 出 合 計		210, 000	1, 235	211, 235

各会計の予算に関する説明書

令和 8 年度小田原城天守閣事業特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 繰越金	1	1,235	1,236
歳入合計	210,000	1,235	211,235

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総 務 費	162,166	1,235	163,401
歳 出 合 計	210,000	1,235	211,235

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			1,235
			1,235

2 歳 入
(款) 3 繰越金
(項) 1 繰越金

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3	繰	越 金	千円 1	千円 1,235	千円 1,236
		1 繰 越 金	1	1,235	1,236
		1 繰 越 金	1	1,235	1,236
歳 入 合 計			210,000	1,235	211,235

節		説明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 繰 越 金	1,235	

(項) 1 天守閣総務費

— 8 —

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
25 寄 附 金	1,235	<u>一般経費</u> 熊本地震被災者支援寄附金